

ITER ブランケット遠隔保守機器向け多芯複合ケーブル の検討及び試作

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 遠隔保守機器開発グループ

目次

1 一般仕様	2
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 契約範囲	2
1.4 納入場所及び納入条件	2
1.5 納期	2
1.6 納入物件	2
1.7 検査条件	3
1.8 適用法規	3
1.9 知的財産権等	3
1.10 機密保持	3
1.11 グリーン購入法の推進	4
1.12 協議	4
2 技術仕様	5
2.1 ユニットケーブルの設計検討	5
2.2 ユニットケーブルの試作	6
2.3 ユニットケーブルの試験	6

別紙: 知的財産権特約条項

1 一般仕様

1.1 件名

ITER ブランケット遠隔保守機器向け多芯複合ケーブルの検討及び試作

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、ITER ブランケット遠隔保守システム（ITER Blanket Remote Handling System、以下「BRHS」という。）の調達を担当しており、BRHS の構成機器として、動力ケーブルや信号ケーブルを一つにまとめた多芯複合ケーブルがある。本件では、多芯複合ケーブルを構成するユニットケーブルの設計及びユニットケーブルの試作を実施する。

1.3 契約範囲

- ・ユニットケーブルの設計検討
- ・ユニットケーブルの試作
- ・ユニットケーブルの試験

1.4 納入場所及び納入条件

1.6 に定める納入物件を以下の納入場所及び納入条件で納入すること。なお、試作したケーブルの試験の実施場所は受注者施設とする。

(1) 納入場所

- 1.6 に示す納入物件のうち提出図書について
〒311-0193 茨城県那珂市向山 801 番地 1
QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟 R134室
- 1.6 に示す納入物件のうち納入品について
〒311-0193 茨城県那珂市向山 801 番地 1
QST 那珂フュージョン科学技術研究所 第一工学試験棟

(2) 1.6 に示す納入物件のうち納入品に関する納入条件

車上渡し

(3) 平ボディ車により納入すること。

(4) 納入 10 日前までに荷姿及び吊り要領（物品の重量含む）を QST に提示し、QST 担当者と合意の上納入すること。

1.5 納期

令和 8 年 3 月 6 日

1.6 納入物件

(1) 提出図書

図書名	提出時期	部数	確認
体制表及び工程表	契約後速やかに	1部	不要
打合せ議事録	打合せ後2週間以内	1部	要
ケーブル仕様書	試作開始2週間前	1部	要
試験要領書	試験の開始2週間前	1部	要
報告書	納入時	1部	不要
再委託承諾願 (QST指定様式)	作業開始2週間前 ※下請負等がある場合に提出のこと	1部	要

※ 提出図書は紙媒体及び電子ファイルで提出すること。

※ 電子ファイルについては CD-R 等の媒体に記録して納入時に提出すること。

※ QST は、確認のために提出された図書を受理したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。「再委託承諾願」は、QST の確認後、書面にて回答するものとする。

(2) 納入品

ケーブル試作品：一式

※ケーブル試作品の梱包については、2.2 項にも記載の通り、適切な木製ドラム、リール、又は段ボールを使用して梱包し、パレットに固定すること。

※これらの梱包資材についても納品物に含めること。

1.7 検査条件

1.6 に示す納入物件の確認及び試作品一式の納品、ならびに、QST が仕様書に定める業務が実施されたと認めたとときをもって、検査合格とする。

1.8 適用法規

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本産業規格 (JIS)
- (4) 日本電機工業会標準基準 (JEM)
- (5) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (6) 電気設備技術基準

1.9 知的財産権等

知的財産等については、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.10 機密保持

- (1) 技術情報の取扱い

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならないものとする。QST が本契約に関し、その目的を達

成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要がある場合は、QST と受注者協議の上、決定するものとする。

(2) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならないものとする。

1.11 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.12 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2 技術仕様

受注者は以下の作業を実施すること。

- ユニットケーブルの設計検討
- ユニットケーブルの試作
- ユニットケーブルの試験

2.1 ユニットケーブルの設計検討

- ・受注者は、以下の表1におけるケーブル構成案を元に、各ユニットのケーブル仕様及び断面図（レイアウト）を検討すること。
- ・ケーブル仕様書を作成し、その中に下記情報を参考として記載すること。
 - ✓ 導体（材質、公称断面積、構成、外径）
 - ✓ 絶縁体（材質、標準厚さ）
 - ✓ 素線外径
 - ✓ 押さえ巻（材質）
 - ✓ 各カッド遮蔽（材質、厚さ）
 - ✓ 編組（構成、材質、密度、外径）
 - ✓ 仕上外径

表1 各ユニット構造（案）

Unit	機器	線形	構造	本数	径
A	Motor	2sq4 心シールド付き	(4 x 37/0.26(TA) x 0.3t(PEEK)) x 0.1t (Nomex) x 24/8/0.1(TA) x 0.1t(Nomex)	16	6.64
B	Brake	0.75sq4 心シールド付き	(4 x 30/0.18(TA) x 0.3T(PEEK)) x 0.1T(Nomex) x 16/8/0.1(TA) x 0.1T(Nomex)	8	4.9
C	Motor	0.75sq4 心シールド付き	(4 x 30/0.18(TA) x 0.3T(PEEK)) x 0.1T(Nomex) x 16/8/0.1(TA) x 0.1T(Nomex)	19	4.9
D	Brake	0.3sq4 心シールド付き	(4 x 12/0.18(TA) x 0.3t(PEEK)) x 0.1t(Nomex) x 16/7/0.1(TA) x 0.1t(Nomex)	9	3.9
E	Light	2sq4 心	(4 x 37/0.26(TA) x 0.3t(PEEK)) x 0.1t (Nomex)	1	6
F	Solenoid	0.5sq4 心シールド付き	(4 x 19/0.18(TA) x 0.3t(PEEK)) x 0.1t(Nomex) x 16/7/0.1(TA) x 0.1t(Nomex)	1	4.4
G	Multiplexa	0.3sq4 対シールド付き	(4x2x12/0.18(TA) x 0.24t(PEEK)) x 0.1t(Nomex) x 16/10/0.1(TA) x 0.1t(Nomex)	8	6.3
H	Thermal	0.3sq16 対シールド付き	(16x2x12/0.18(TA) x 0.24t(PEEK)) x 0.1t(Nomex) x 32/10/0.1(TA) x 0.1t(Nomex)	1	10.5

I	LIC	0.3sq3 対シールド 付き	(3x2x12/0.18(TA)x0.24t(PEEK))x0.1t(Nomex)x24/7/0.1(TA)x0.1t(Nomex)	2	5.6
J	Camera	0.3sq12 対シールド 付き	(12x2x12/0.18(TA)x0.24t(PEEK))x0.1t(Nomex)x32/8/0.1(TA)x0.1t(Nomex)	2	9.3

2.2 ユニットケーブルの試作

- ・ 2.1 項にて設計したユニットケーブル (A~J) を試作すること。
- ・ 試作に着手する 2 週間前までにケーブル仕様書を QST に提出し、確認を受けてから試作に着手すること。
- ・ 試作中に判明した設計上の問題点等に関しては、判明し次第 QST へ連絡し、必要に応じて対策を QST と協議すること。
- ・ 各ユニット (A~J) について表 2 の通り製作すること。
- ・ 製作した各ユニットケーブルはリール、木製ドラム、段ボール等で適切に梱包すること。
- ・ 梱包したケーブルは、パレットに固定して納入すること。
- ・ パレット等の梱包資材も納入物に含めること。

表 2 各ユニットの試作数

ユニット	本数	1 本あたりの長さ
A	16	110m
B	8	110m
C	19	110m
D	9	110m
E	1	110m
F	1	110m
G	8	110m
H	1	110m
I	2	110m
J	2	110m

2.3 ユニットケーブルの試験

- ・ 2.2 項で試作した各ユニットケーブルの試験を実施すること (全数検査)。
- ・ 試験に着手する 2 週間前までに、試験における構成機器仕様や試験手順、判定基準等をまとめた試験要領書を QST に提出し、確認を受けてから試験に着手すること。
- ・ 必要に応じて QST 立会のもと試験を実施する。立会項目や日程等に関しては、受注者-QST 間の協議により決定する。
- ・ 試験に必要な機器は受注者にて準備する。

- ・試験の結果は報告書へ記載する。
- ・試験の詳細は下記の通り
 - 外観検査
 - 構造・寸法
 - 導体抵抗（単位： Ω/km 、基準値：10.3 以下）
 - 耐電圧（単位： $V_{\text{rms}} \cdot 1 \text{分}$ 、基準値：1000、短絡の有無を確認する。）
 - 絶縁抵抗（単位： $M\Omega \cdot \text{km}$ 、基準値：1500 以上）

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

- イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）、実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 4 項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から 60 日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

- 第 4 条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第 2 条から第 6 条まで及び第 12 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第 1 項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転を行った日から 60 日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第 1 項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産

権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合には限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社を変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った

者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 15 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 16 条 第 2 条及び第 7 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上